

平成 27 年 3 月 26 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 27 年 2 月 24 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見等を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向け総合的な監督指針」等の改正案に対する意見等

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	(3)①	「資金の貸付け等と同様の経済的効果を有する取引」と、現行法の「金銭の貸付け以外の取引に係る業務であって、金銭の貸付けと同視すべきもの(後略)」(銀行法施行規則第17条の3第2項第2号の2)の違いは何か。	文言に差異がある理由の確認のため。
2	(3)①	スクーク(イスラム債)、ムダラバ(匿名組合契約類似取引)、ムシャラカ(合併事業類似取引)は、現行法下でも、「有価証券の売買」(銀行法第10条第2項第2号)として銀行本体に認められる余地があると解しているが、その理解でよいか。	確認のため。
3	(3)①	イスラム法に則った貸付けと同様の経済的効果を有する取引スキームの一環として、物品の売買に関し借入人の事務の代理行為が含まれている場合も、取り扱い可能と理解してよいか。	コモディティ・ムラバハ取引では、銀行が借入人の代理人として商品を購入又は売却することが一般的に行われており、この場合も、本改正の趣旨を逸脱しない限り取り扱い可能であることの確認のため。
4	(3)①イ	イスラム金融商品であるコモディティ・ムラバハの銀行本体での取り扱いに関する記載、と認識しているが、当該認識は正しいか。	確認のため。
5	(3)①イ	例えば、契約書の中に、「資金の出し手(銀行)の商品売買に関する損失は資金の受け手が補償する」との文言がある場合、「当該商品の売買代金に係る信用リスク以外に商品に関するリスクを銀行が負担していないこと」との要件を充足すると考えてよいか。	要件充足方法の確認のため。
6	(3)①ロ	イスラム金融商品であるイジャーラ、イステスナの銀行本体での取り扱いに関する記載、と認識しているが、当該認識は正しいか。	確認のため。
7	(3)①ハ	イスラム金融商品であるムシャラカ、ムダラバの銀行本体での取り扱いに関する記載、と認識しているが、当該認識は正しいか。	確認のため。
8	(3)②	イスラム法に則った預金の受入れと同様の経済的効果を有する取引スキームの一環として、物品の売買に関し預金者の事務の代理行為が含まれている場合も、取り扱い可能と理解してよいか。	コモディティ・ムラバハ取引では、銀行が預金者の代理人として商品を購入又は売却することが一般的に行われており、この場合も、本改正の趣旨を逸脱しない限り取り扱い可能であることの確認のため。
9	全般	本改正案は、現行法令の範囲内で取り扱いが可能な取引を明らかにするものであるが、その他の取引については、従来通り、別途個別に判断するとの理解でよいか。	確認のため。